

# さいたま市特別職報酬等審議会

## < 第 1 回 資料 >

開催日：令和 7 年 9 月 3 0 日（火）

場 所：ときわ会館 5階 小ホール



# <資料目次>

## 1. 特別職報酬等審議会の流れ及び審議結果等

・ 特別職報酬等審議会の流れ	1
・ 市長・副市長及び市議会議員の月例給・特別給	2
・ 月例給・特別給の審議結果と改定状況等	3
・ 一般職職員の給与の改定の仕組み	7

## 2. 政令指定都市の特別職職員の月例給・特別給

・ 政令指定都市の市長及び副市長の給料額等	1 1
・ 政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等（議長、副議長、議員）	1 5
・ 市長・副市長・議員の年間給与・報酬の比較	2 0
・ 政令指定都市における市民1人当たり議員年間支給総額・議員1人当たり人口数	2 1
・ 政令指定都市の歳出に占める人件費、市長・副市長・議員の給与・報酬総額の状況	2 3

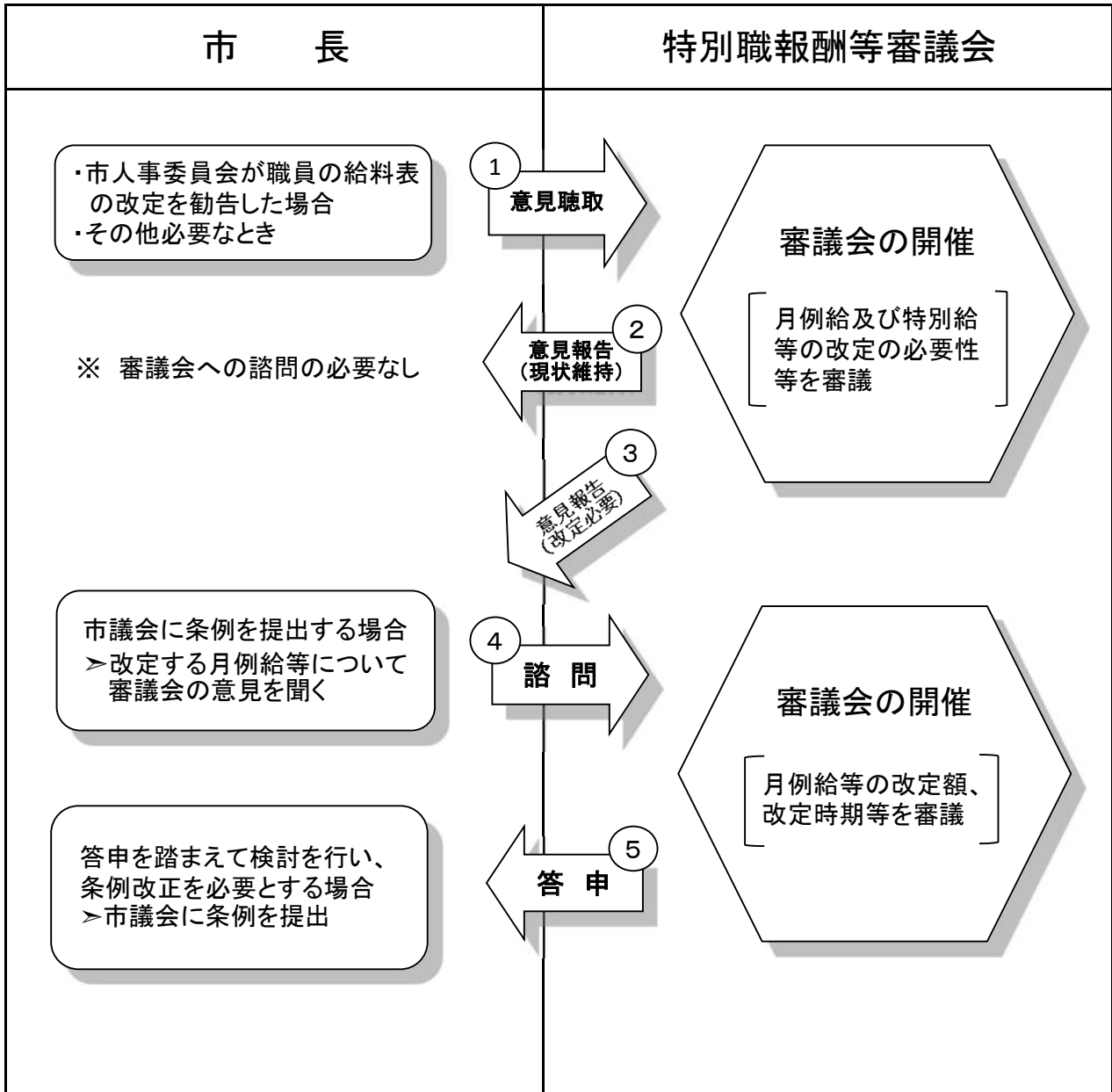
## 3. 市議会議員の活動状況（審議日数等）

・ 政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ（令和6年度実績）	2 5
・ さいたま市議会本会議及び委員会開催日数調べ	2 6
・ さいたま市の議案等審議件数（3ヵ年）	2 7
・ 令和6年議会運営状況	2 8
・ 議員の活動内容	2 9
・ さいたま市議会議員の所得分布	3 0
・ 地方議会・地方議員の在り方について	3 1

## 4. 消費者物価指数・財政状況

・ 消費者物価地域差指数	3 2
・ さいたま市の消費者物価指数の推移	3 4
・ さいたま市の財政状況	3 5
・ 令和8年度予算編成方針	3 6

# 特別職報酬等審議会の流れ



## 市長・副市長及び市議会議員の月例給・特別給

	市長・副市長	市議会議員
月例給	給料	議員報酬
	地域手当(※)	—
特別給	期末手当	期末手当

(※)市長等の地域手当の支給については、一般職の職員の例による。

### 【参考】

市長等の地域手当 : 給料 × 支給割合(15%)

### ※ 地域手当

- ・地域の民間賃金水準をよりの確に公務員の給与水準に反映させるため、地域間格差の事情等に応じて調整する手当
- ・国では一般職だけでなく、総理大臣や事務次官等、特別職や指定職に対しても支給

月例給・特別給の審議結果

(1) 年度	(2) 特別職報酬等審議会の開催状況及び審議結果等				
	(2-1) 開催回数	(2-2) 審議結果等			
		月例給		特別給	
審議結果	理由	審議結果	理由		
16	5回	引上げ	他の政令指定都市の報酬との均衡及び政令指定都市権能からみた適正な報酬という観点を踏まえ、引上げを答申	国準拠方式への変更 職務の特殊性、責任を考慮し、一般職職員に準拠した支給方式から国準拠方式への変更が妥当と答申	
17	特別職報酬等審議会の開催なし				
18	特別職報酬等審議会の開催なし				
19	4回	引下げ	類似政令指定都市の報酬との均衡及び一般職職員の給与改定の状況を総合的に勘案し、5.1%の引下げを答申	—	
20	1回	据置き	他の政令指定都市の報酬との均衡及び一般職職員の給与が据え置かれたことを考慮し、改定を見送るべきとの結論を報告	—	
21	2回	据置き	他の政令指定都市の報酬等と本市の状況を比較すると、すべて平均額を下回っていることを考慮し、改定を見送るべきとの結論を報告	引下げ 国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.20月分の引下げを答申	
22	2回	据置き	一般職職員の月例給は引下げであったが、平成19年度の改定時に一般職職員の給与改定率を累積して引下げ改定を行った経緯を考慮し、現時点では引下げをするまでには至っていないとの結論を報告	引下げ 国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引下げを答申	
23	2回	据置き	一般職職員の月例給は引下げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では引下げをするまでには至っていないとの結論を報告	—	
24	1回	据置き	一般職職員の給与改定率の累積値について、昨年度の状況と大きな変化がないことから、現時点では引下げをするには至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	—	
25	2回	据置き	一般職職員の給与改定率の累積値について、今年度の状況も大きな変化がないことから、現時点では引下げを要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	—	
26	2回	据置き	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累積値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ 国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.15月分の引上げを答申	

と改定状況等①

(3) 月例給及び特別給の改定状況		【参考】 (4) 一般職の給与の改定状況				【参考】 (5) 国の指定職 (事務次官等)	
月例給	特別給	月例給		特別給(期末・勤勉手当)		特別給(期末・勤勉手当)	
		改定率(%)	累計(%)	改定月数	改定後の年間支給月数	改定月数	改定後の年間支給月数
(給料・議員報酬) H16.7.1～ ・市長 1,310,000円 ・副市長 1,030,000円 ・議長 1,030,000円 ・副議長 920,000円 ・議員 850,000円	(給料・議員報酬) H16.7.1～ ・市長、副市長 3.30月 ・市議会議員 3.30月	(据置き)	0.00	(据置き)	4.40月	(据置き)	3.30月
		△ 0.45 (引下げ)	△ 0.45	0.05月 (引上げ)	4.45月	0.05月 (引上げ)	3.35月
		△ 0.11 (引下げ)	△ 0.56	(据置き)	4.45月	(据置き)	3.35月
(給料・議員報酬) H20.1.1～ (5.1%引下げ) ・市長 1,243,000円 ・副市長 977,000円 ・議長 977,000円 ・副議長 873,000円 ・議員 807,000円	—	給与制度の見直し △4.60 給与改定分 0.06	△ 5.10	0.05月  (引上げ)	4.50月	(据置き)	3.35月
—	—	(据置き)	0.00	(据置き)	4.50月	(据置き)	3.35月
—	(期末手当年間支給月数) H21.12.1～ (0.20月引下げ) ・市長、副市長 3.10月 ・市議会議員 3.10月	△ 0.19 (引下げ)	△ 0.19	△0.35月 (引下げ)	4.15月	△0.25月 (引下げ)	3.10月
—	(期末手当年間支給月数) H22.12.1～ (0.15月引下げ) ・市長、副市長 2.95月 ・市議会議員 2.95月	△ 0.28 (引下げ)	△ 0.47	△0.20月 (引下げ)	3.95月	△0.15月 (引下げ)	2.95月
—	—	△ 0.30 (引下げ)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
—	—	(据置き)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
—	—	(据置き)	△ 0.77	(据置き)	3.95月	(据置き)	2.95月
—	(期末手当年間支給月数) (0.15月引上げ) ・市長、副市長 3.10月 (H27.4.1～) ・市議会議員 3.10月 (議会が施行を保留)	0.45 (引上げ)	△ 0.32	0.15月 (引上げ)	4.10月	0.15月 (引上げ)	3.10月

月例給・特別給の審議結果

(1) 年度	(2) 特別職報酬等審議会の開催状況及び審議結果等			
	(2-1) 開催回数	(2-2) 審議結果等		
		審議結果	月例給 理由	特別給 理由
27	2回	据置き・引下げ	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累計値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告 ただし、市長及び副市長の給料月額については、翌年度から、地域手当の支給割合が段階的に引き上げられることを踏まえ、給料と地域手当を合わせた月例給総額の水準を保つための調整（引下げ）を実施するよう答申	引上げ 国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申
28	2回	据置き	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累計値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ 国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.10月分の引上げを答申
29	2回	据置き	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累計値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ 国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申
30	2回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累計値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職職員の給与が据え置かれており、昨年度の状況と大きな変化がないことから、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ 国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申
R1	2回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累計値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職職員の給与が据え置かれており、今年度の状況も大きな変化がないことから、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ 国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、市長及び副市長は0.05月分、市議会議員は0.10月分の引上げを答申
R2	3回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累計値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職職員の給与が据え置かれており、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引下げ 国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、市長及び副市長はR2.12.1から0.05月分、市議会議員はR3.4.1から0.05月分の引下げを答申
R3	2回	据置き	報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累計値等を考慮して行うべきであり、本年度は一般職職員の給与が据え置かれており、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引下げ 国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.10月分の引下げを答申
R4	2回	据置き	一般職職員の月例給は引上げであったが、報酬等の額を改定するにあたっては一般職職員の給与改定率の累計値等を考慮して行うべきであり、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告	引上げ 国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申
R5	2回	引上げ	一般職職員の給与改定率の累計値等を考慮して引上げの改定を行うべきと判断し、一般職職員の給与改定率の累計値のほか、財政規模の類似政令指定都市の平均額、人口規模の類似政令指定都市の平均額の3つの改定案を参考として審議を行った結果、これまで本審議会の審議において参考としてきた一般職職員の給与改定率の累計値を基に、1.6%の引上げを答申	引上げ 国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.10月分の引上げを答申
R6	2回	据置き	報酬等の額を改定する際に参考とする給与改定率の対象を、一般職の職員全体ではなく一般職の局長級職員とした上で、局長級職員の給与改定率等を考慮すると、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告。	引上げ 国における指定職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申
R7				

※ 特別職報酬等審議会は、平成18年度までは必要に応じて開催。平成19年度以降は常設化を図り毎年開催。  
 ※ 令和6年度以降、(4)一般職の給与の改定状況は、一般職の局長級職員の改定率を記載。  
 ※ 令和7年人事委員会勧告が出ていないため、(4)一般職の給与の改定状況の改定率及び改定月数は未定。

と改定状況等②

(3) 月例給及び特別給の改定状況		【参考】 (4) 一般職の給与の改定状況				【参考】 (5) 国の指定職 (事務次官等)	
月例給	特別給	月例給		特別給(期末・勤勉手当)		特別給(期末・勤勉手当)	
		改定率(%)	累計(%)	改定月数	改定後の 年間支給月数	改定月数	改定後の 年間支給月数
(給料) H28. 4. 1～ ・市長 1,210,000円 ・副市長 951,000円	(期末手当年間支給月数) H27. 12. 1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.15月 ・市議会議員 3.15月	0.20  (引上げ)	  △ 0.12	0.10月  (引上げ)	4.20月	0.05月  (引上げ)	3.15月
—	(期末手当年間支給月数) H28. 12. 1～ (0.10月引上げ) ・市長、副市長 3.25月 ・市議会議員 3.25月	0.35  (引上げ)	0.23	0.10月  (引上げ)	4.30月	0.10月  (引上げ)	3.25月
—	(期末手当年間支給月数) H29. 12. 1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.30月 ・市議会議員 3.30月	0.22  (引上げ)	0.45	0.10月  (引上げ)	4.40月	0.05月  (引上げ)	3.30月
—	(期末手当年間支給月数) H30. 12. 1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.35月 ※議員は改定なし	(据置き)	0.45	0.05月  (引上げ)	4.45月	0.05月  (引上げ)	3.35月
—	(期末手当年間支給月数) R1. 12. 1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.40月 R3. 4. 1～ (0.10月引上げ) ・市議会議員 3.40月	(据置き)	0.45	0.05月  (引上げ)	4.50月	0.05月  (引上げ)	3.40月
—	(期末手当年間支給月数) R2. 12. 1～ (0.05月引下げ) ・市長、副市長 3.35月 R3. 4. 1～ (0.05月引下げ) ・市議会議員 3.35月	(据置き)	0.45	△0.05月  (引下げ)	4.45月	△0.05月  (引下げ)	3.35月
—	(期末手当年間支給月数) R3. 12. 1～ (0.10月引下げ) ・市長、副市長 3.25月 ・市議会議員 3.25月	(据置き)	0.45	△0.15月  (引下げ)	4.30月	△0.10月  (引下げ)	3.25月
—	(期末手当年間支給月数) R4. 12. 1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.30月 ・市議会議員 3.30月	0.23  (引上げ)	0.68	0.10月  (引上げ)	4.40月	0.05月  (引上げ)	3.30月
(給料・議員報酬) R6. 4. 1～ (1.6%引上げ) ・市長 1,229,000円 ・副市長 966,000円 ・議長 992,000円 ・副議長 886,000円 ・議員 819,000円 ※市長、副市長の給料は 特例条例のR6. 4. 1施行に より改定前に据置き なお、R7. 3. 31限りで 当該条例失効	(期末手当年間支給月数) R5. 12. 1～ (0.10月引上げ) ・市長、副市長 3.40月 ・市議会議員 3.40月	0.92  (引上げ)	1.60	0.10月  (引上げ)	4.50月	0.10月  (引上げ)	3.40月
—	(期末手当年間支給月数) R6. 12. 1～ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.45月 ・市議会議員 3.45月	1.10  (引上げ)	1.10	0.10月  (引上げ)	4.60月	0.05月  (引上げ)	3.45月
		未定  (人事委員会勧告)	未定	未定  (人事委員会勧告)	未定	0.05月 (引上げ) 人事院勧告	3.50月

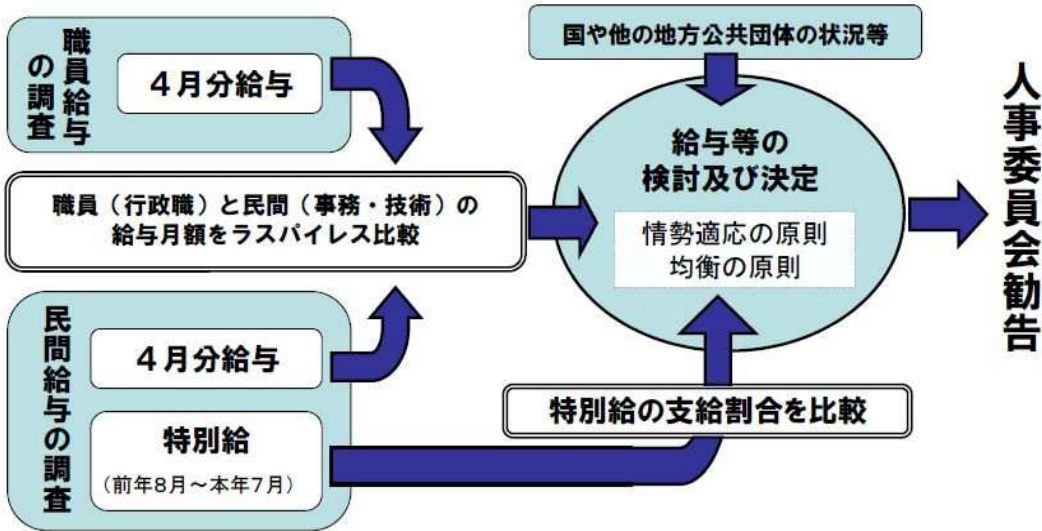
※令和7年さいたま市人事委員会から勧告がなされていないため、  
 昨年度の資料を掲載いたします。

# 一般職職員の給与の改定の仕組み

## 1 市人事委員会による給与勧告

### ① 給与勧告の手順

- (1) 4月分の給与月額を比較  
 さいたま市職員と民間の4月分の給与月額を調査・比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。
- (2) 特別給を比較  
 民間の特別給の前年8月から本年7月までの支給実績を把握し、民間の年間支給割合(月数)に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



### ② 民間給与の調査

さいたま市人事委員会では、職種別民間給与実態調査を人事院(国の機関)、他の人事委員会(都道府県、政令市等の機関)と共同で実施し、民間の給与を調査している。

## 2024年職種別民間給与実態調査

(R6.4.22から6.14まで調査を実施)

調査対象の事業所  
 (いわゆる正社員が50人以上の事業所)

調査した従業員  
 (パート・アルバイト・契約社員などを除く)



市内500事業所中  
 120事業所



事務・技術  
 4,032人



研究・教育等  
 272人

事業所ごとのボーナスの調査  
 (R5.8～R6.7支給分)

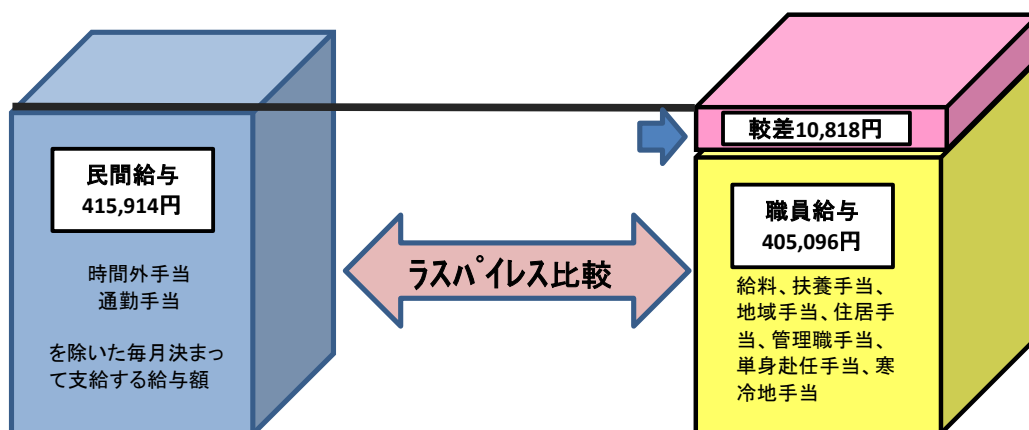
従業員ごとの4月分給与の調査  
 (4月分給与・役職・学歴・年齢)

その他初任給、諸手当、給与制度等の調査

### ③ 民間給与との較差に基づく給与改定の決定

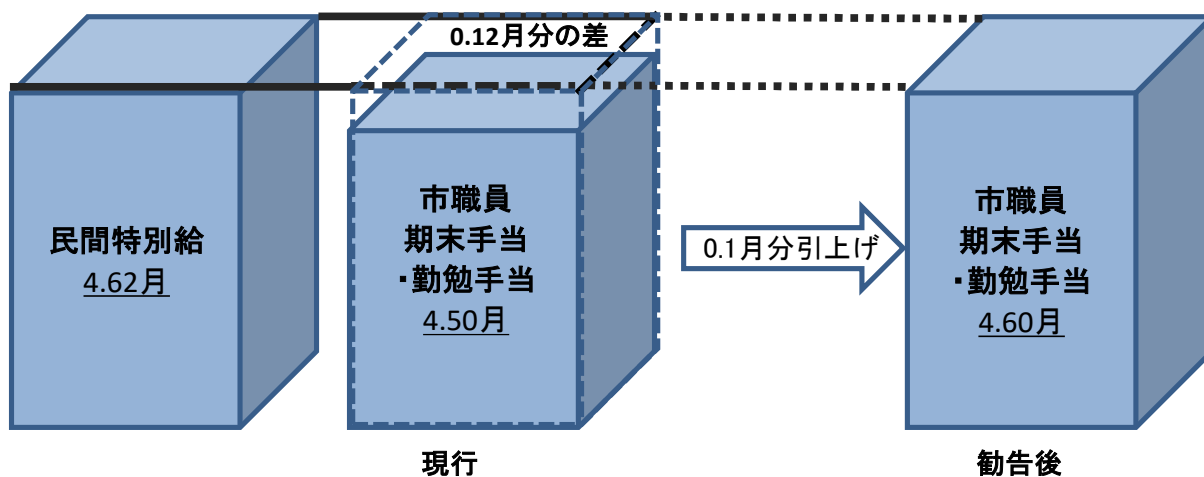
#### ・月例給

本年の民間給与との較差10,818円(2.67%)を解消するため、給料表の引上げ改定を行うこととする。



#### ・特別給

本市職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数が、民間の特別給の支給割合を0.12月分下回っているため、支給月数を引き上げることとする。



※期末手当・勤勉手当の支給月数は0.05月を単位として、小数点第2位を「二捨三入」、「七捨八入」する。

(例) 4.58月～4.62月⇒4.60月      4.63月～4.67月⇒4.65月

## ④ 給与勧告

③で決定した事項等について、市議会、市長に勧告・報告。

### 令和6年給与勧告まとめ

#### 1 改定の方針

- ・ 月例給は、民間給与との較差(10,818円、2.67%)を解消するため、給料表を引上げ改定

#### 2 特別給

- ・ 民間の支給割合に見合うよう支給月数を引上げ、期末・勤勉手当に反映(4.50月分 → 4.60月分)  
※ 再任用職員を含む。

#### 3 実施時期

- ・ 令和6年4月1日から実施。ただし、特別給の令和7年6月期以降の支給に関する改定については、令和7年4月1日から実施

## 2 給与勧告の実施状況(行政職給料表)

本年は、月例給及び特別給ともに、3年連続のプラス改定となりました。

	給与月額 公民較差額(較差率)		期末手当・勤勉手当 年間支給月数(対前年比増減)		平均年間給与額の 増減
平成26年	1,785円	(0.45%)	4.10月	(0.15月)	8.5万円
平成27年	798円	(0.20%)	4.20月	(0.10月)	5.2万円
平成28年	1,362円	(0.35%)	4.30月	(0.10月)	5.9万円
平成29年	882円	(0.22%)	4.40月	(0.10月)	5.2万円
平成30年	据置き△64円	(△0.02%)	4.45月	(0.05月)	2.0万円
令和元年	据置き83円	(0.02%)	4.50月	(0.05月)	2.0万円
令和2年	据置き△103円	(△0.03%)	4.45月	(△0.05月)	△2.0万円
令和3年	据置き△82円	(△0.02%)	4.30月	(△0.15月)	△5.9万円
令和4年	911円	(0.23%)	4.40月	(0.10月)	5.4万円
令和5年	3,684円	(0.92%)	4.50月	(0.10月)	9.8万円
令和6年	10,818円	(2.67%)	4.60月	(0.10月)	21.6万円

(注) 期末・勤勉手当の年間支給月数は勧告後の支給月数を、また、較差月数について、据置きの方は民間支給割合との差を、その他の年は引上げ又は引下げ勧告の月数を表す。

### 3 市人事委員会勧告を受けての職員給与の改定

- ★ 改定が必要な場合には、職員団体との交渉を経て関係条例改正案を議会に提出することとなる

・職員団体との交渉



・関係条例改正案の議会への提出



・条例公布、給与改定の実施

政令指定都市の市長及び副市長の給料額等（R7.4.1時点）

（単位：円）

< 市長 >

区分	給料月額			月例給			年間支給額			
	改定前	現行	改定率	適用日	月例給		月額給×12	年間支給額		
					給料月額	地域手当 支給割合		特別給(期末手当) 支給月数	年額	
札幌市	1,140,000 <sup>⑩</sup>	1,280,000	12.3%	H4.12.1	1,280,000	3%	15,820,800	3.45 <sup>⑮</sup>	6,562,176 <sup>⑬</sup>	22,382,976
仙台市	1,330,000 <sup>⑦</sup>	1,310,000	-1.5%	H18.4.1	1,310,000	3%	16,191,600	3.45 <sup>⑬</sup>	6,715,976 <sup>⑪</sup>	22,907,576
新潟市	1,167,000 <sup>⑱</sup>	1,174,000	0.6%	R6.4.1	1,174,000	—	14,088,000	3.10 <sup>⑳</sup>	4,367,280 <sup>㉑</sup>	18,455,280
千葉市	1,300,000 <sup>⑥</sup>	1,317,000	1.3%	H30.4.1	1,317,000	—	15,804,000	4.60 <sup>⑥</sup>	7,269,840 <sup>⑩</sup>	23,073,840
川崎市	1,200,000 <sup>⑮</sup>	1,216,000	1.3%	R7.4.1	1,216,000	16%	16,926,720	3.45 <sup>⑩</sup>	6,888,518 <sup>⑧</sup>	23,815,238
横浜市	1,428,000 <sup>②</sup>	1,599,000	12.0%	H28.4.1	1,599,000	—	19,188,000	4.60 <sup>①</sup>	8,826,480 <sup>③</sup>	28,014,480
相模原市	1,142,000 <sup>⑱</sup>	1,181,000	3.4%	R7.4.1	1,181,000	12%	15,872,640	3.40 <sup>⑯</sup>	6,400,546 <sup>⑭</sup>	22,273,186
静岡市	1,160,000 <sup>⑫</sup>	1,250,000	7.8%	H19.4.1	1,250,000	—	15,000,000	4.55 <sup>⑪</sup>	6,825,000 <sup>⑮</sup>	21,825,000
浜松市	1,160,000 <sup>⑪</sup>	1,277,000	10.1%	H19.4.1	1,277,000	—	15,324,000	4.885 <sup>⑰</sup>	6,238,145 <sup>⑯</sup>	21,562,145
名古屋市長	1,494,000 <sup>③</sup>	1,467,000	-1.8%	H19.4.1	1,467,000	15%	20,244,600	3.45 <sup>③</sup>	8,249,674 <sup>①</sup>	28,494,274
京都市	1,390,000 <sup>④</sup>	1,410,000	1.4%	R7.4.1	1,410,000	—	16,920,000	3.45 <sup>⑦</sup>	7,053,524 <sup>⑥</sup>	23,973,524
大阪市	1,420,000 <sup>①</sup>	1,669,000	17.5%	H27.12.19	1,669,000	—	20,028,000	4.10 <sup>④</sup>	8,211,480 <sup>②</sup>	28,239,480
堺市長	1,090,000 <sup>⑰</sup>	1,190,000	9.2%	H9.4.1	1,190,000	10%	15,708,000	4.30 <sup>⑫</sup>	6,754,440 <sup>⑫</sup>	22,462,440
神戸市長	1,250,000 <sup>④</sup>	1,410,000	12.8%	H4.5.1	1,410,000	12%	18,950,400	4.55 <sup>②</sup>	8,622,432 <sup>④</sup>	27,572,832
岡山市	1,240,000 <sup>⑳</sup>	1,160,000	-6.5%	H21.8.1	1,160,000	3%	14,337,600	4.60 <sup>⑭</sup>	6,616,617 <sup>⑯</sup>	20,954,217
広島市長	1,280,000 <sup>⑦</sup>	1,310,000	2.3%	H8.1.1	1,310,000	3%	16,191,600	4.60 <sup>⑤</sup>	7,448,136 <sup>⑨</sup>	23,639,736
北九州市	1,340,000 <sup>⑬</sup>	1,230,000	-8.2%	H26.11.1	1,230,000	3%	15,202,800	3.40 <sup>⑱</sup>	6,109,902 <sup>⑰</sup>	21,312,702
福岡市長	1,350,000 <sup>⑨</sup>	1,300,000	-3.7%	H21.4.1	1,300,000	10%	17,160,000	3.40 <sup>⑧</sup>	6,939,400 <sup>⑤</sup>	24,099,400
熊本市長	1,193,000 <sup>⑯</sup>	1,207,000	1.2%	R7.4.1	1,207,000	—	14,484,000	3.45 <sup>⑲</sup>	4,996,980 <sup>⑲</sup>	19,480,980
平均	1,267,053	1,313,526	3.7%	—	1,313,526	—	16,496,987	3.936	6,899,818	23,396,806
さいたま市長	1,210,000 <sup>⑭</sup>	1,229,000	1.6%	R6.4.1	1,229,000	15%	16,960,200	3.45 <sup>⑨</sup>	6,911,280 <sup>⑦</sup>	23,871,480

< 参考 >

埼玉県知事	1,440,000	1,420,000	-1.4%	H18.4.1	1,420,000	0%	17,040,000	3.45	7,103,550	24,143,550
-------	-----------	-----------	-------	---------	-----------	----	------------	------	-----------	------------

政令指定都市の市長及び副市長の給料月額等（R7.4.1時点）

＜副市長＞

（単位：円）

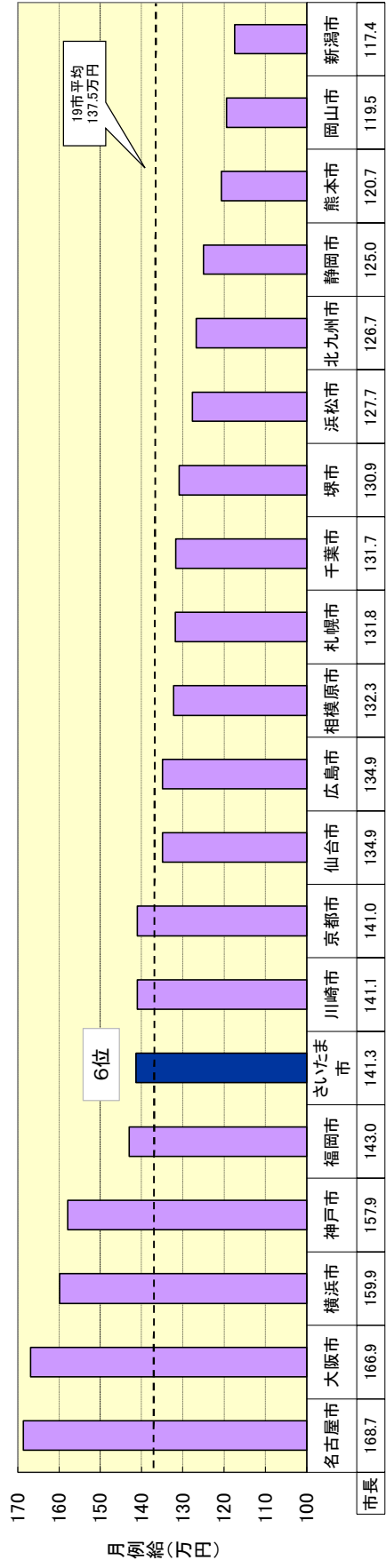
区分	給料月額			月例給			年間支給額				
	改定前	現行	改定率	適用日	給料月額	地域手当		月例給×12	特別給(期末手当) 支給月数	総額	
						支給割合	月額				
札幌市	920,000 ⑨	1,030,000	12.0%	H4.12.1	1,030,000	3%	30,900	12,730,800	3.45 ⑫	5,280,501 ⑫	18,011,301
仙台市	1,030,000 ⑩	1,020,000	-1.0%	H18.4.1	1,020,000	3%	30,600	12,607,200	3.45 ⑭	5,229,234 ⑬	17,836,434
新潟市	942,000 ⑯	948,000	0.6%	R6.4.1	948,000	—	—	11,376,000	3.10 ⑳	3,526,560 ⑳	14,902,560
千葉市	1,050,000 ⑤	1,064,000	1.3%	H30.4.1	1,064,000	—	—	12,768,000	4.60 ⑤	5,873,280 ⑩	18,641,280
川崎市	950,000 ⑭	962,000	1.3%	R7.4.1	962,000	16%	153,920	13,391,040	3.45 ⑨	5,449,634 ⑦	18,840,674
横浜市	1,148,000 ①	1,285,000	11.9%	H28.4.1	1,285,000	—	—	15,420,000	4.60 ①	7,093,200 ①	22,513,200
相模原市	935,000 ⑱	926,000	-1.0%	R7.4.1	926,000	12%	111,120	12,445,440	3.40 ⑯	5,018,548 ⑭	17,463,988
静岡市	—	940,000	—	H15.4.1	940,000	—	—	11,280,000	4.55 ⑮	5,132,400 ⑰	16,412,400
浜松市	931,000 ⑱	928,000	-0.3%	H19.4.1	928,000	—	—	11,136,000	4.885 ⑱	4,533,280 ⑱	15,669,280
名古屋	1,100,000 ⑥	1,052,000	-4.4%	R7.4.1	1,052,000	15%	157,800	14,517,600	3.45 ④	5,915,922 ③	20,433,522
京都市	1,100,000 ②	1,120,000	1.8%	R7.4.1	1,120,000	—	—	13,440,000	3.45 ⑦	5,602,800 ⑤	19,042,800
大阪市	1,130,000 ④	1,096,000	-3.0%	H27.12.19	1,096,000	—	—	13,152,000	4.10 ⑪	5,392,320 ⑪	18,544,320
堺市	900,000 ⑩	990,000	10.0%	H9.4.1	990,000	10%	99,000	13,068,000	4.30 ⑥	5,619,240 ⑨	18,687,240
神戸市	980,000 ③	1,110,000	13.3%	H4.5.1	1,110,000	12%	133,200	14,918,400	4.55 ②	6,787,872 ②	21,706,272
岡山市	990,000 ⑳	920,000	-7.1%	H21.8.1	920,000	3%	27,600	11,371,200	4.60 ⑬	5,252,073 ⑯	16,623,273
広島市	1,020,000 ⑦	1,050,000	2.9%	H8.1.1	1,050,000	3%	31,500	12,978,000	4.60 ③	5,969,880 ⑥	18,947,880
北九州市	1,060,000 ⑫	980,000	-7.5%	H26.11.1	980,000	3%	29,400	12,112,800	3.40 ⑰	4,868,052 ⑮	16,980,852
福岡市	1,080,000 ⑧	1,040,000	-3.7%	H21.4.1	1,040,000	10%	104,000	13,728,000	3.40 ⑧	5,551,520 ④	19,279,520
熊本市	949,000 ⑮	960,000	1.2%	R7.4.1	960,000	—	—	11,520,000	3.45 ⑱	3,974,400 ⑱	15,494,400
平均	1,011,944	1,022,158	1.0%	—	1,022,158	—	82,640	12,840,025	3.936	5,372,143	18,212,168
さいたま市	951,000 ⑬	966,000	1.6%	R6.4.1	966,000	15%	144,900	13,330,800	3.45 ⑩	5,432,300 ⑧	18,763,100

＜参考＞

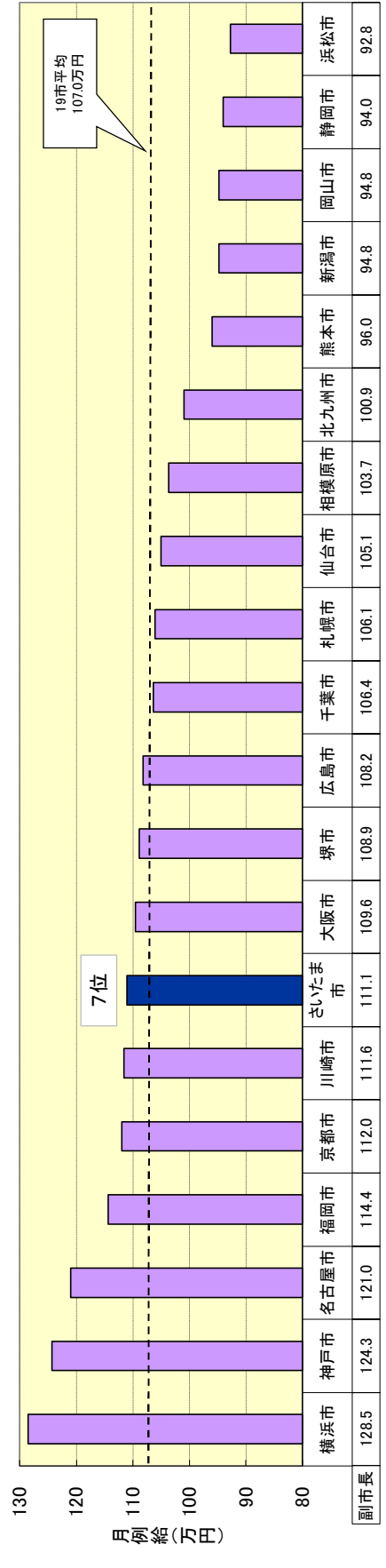
埼玉県副知事	1,150,000	1,134,000	-1.4%	H18.4.1	1,134,000	0%	0	13,608,000	3.45	5,672,834	19,280,834
--------	-----------	-----------	-------	---------	-----------	----	---	------------	------	-----------	------------

政令指定都市の市長及び副市長の月例給（月額給料＋地域手当）比較（R7.4.1時点）

《 市 長 》

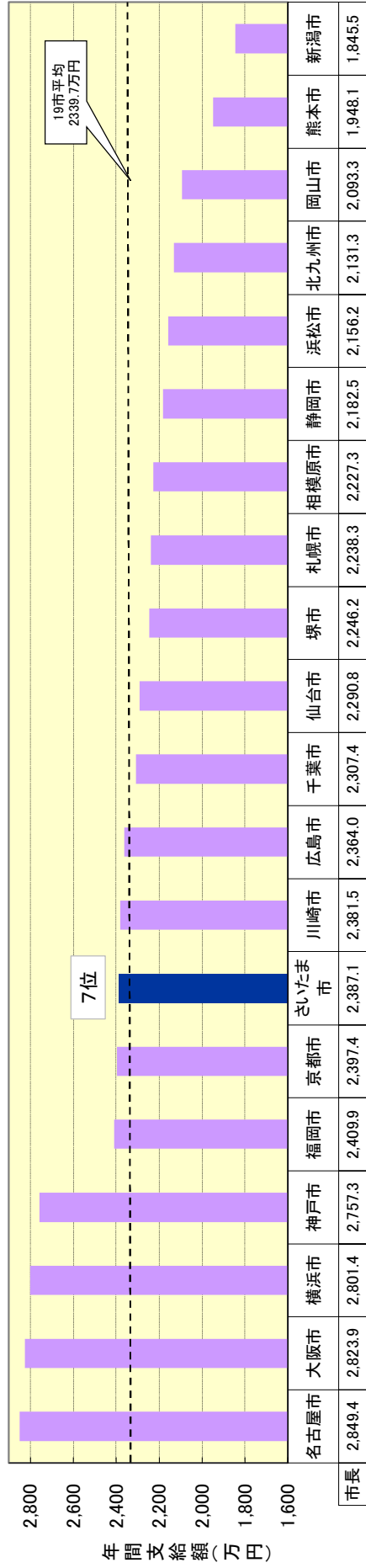


《 副市長 》

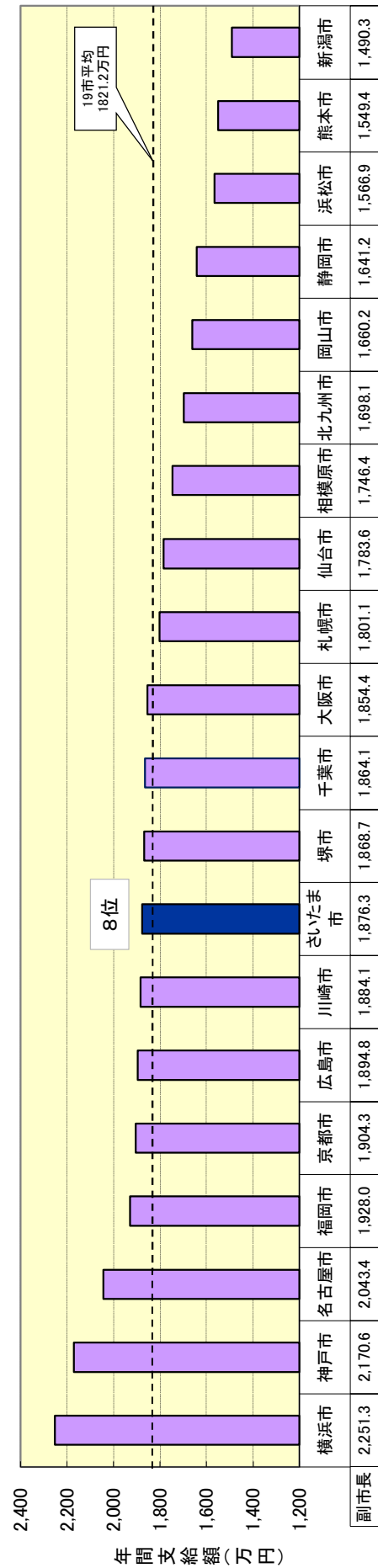


政令指定都市の市長及び副市長の年間支給額比較（R7.4.1時点）

《市長》



《副市長》



政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等 (R7. 4. 1時点)

< 議長 >

区分	議員報酬月額(月例給)				適用日	年間			給 額	
	改定前	現行	改定率	議員報酬月額×12		支給月数	支			
							期末手当(特別給)	年額		
(単位:円)										
札幌市	930,000 <sup>⑩</sup>	1,040,000	11.8%	12,480,000	H4.12.1	3.45	⑨	5,202,600	⑩	17,682,600
仙台市	1,030,000	1,020,000	-1.0%	12,240,000	H18.4.1	3.45	⑫	5,102,550	⑪	17,342,550
新潟市	781,000	786,000	0.6%	9,432,000	R6.4.1	3.10	⑳	2,923,920	㉑	12,355,920
千葉市	980,000	930,000	-5.1%	11,160,000	H18.7.1	4.60	⑩	5,133,600	⑭	16,293,600
川崎市	1,030,000	1,043,000	1.3%	12,516,000	R7.4.1	3.45	⑧	5,217,608	⑨	17,733,608
横浜市	1,200,000	1,179,000	-1.8%	14,148,000	H23.4.1	4.60	①	6,508,080	①	20,656,080
相模原市	779,000	830,000	6.5%	9,960,000	R7.4.1	3.45	⑰	4,152,074	⑰	14,112,074
静岡市	—	824,000	—	9,888,000	H15.4.1	4.55	⑯	4,499,040	⑯	14,387,040
浜松市	824,000	803,000	-2.5%	9,636,000	H15.1.1	4.885	⑱	3,922,655	⑱	13,558,655
名古屋市	1,250,000	1,225,000	-2.0%	14,700,000	H18.4.1	3.10	⑤	5,506,374	②	20,206,374
京都市	1,050,000	1,120,000	6.7%	13,440,000	H8.7.1	3.45	④	5,602,800	④	19,042,800
大阪市	1,200,000	1,080,000	-10.0%	12,960,000	H27.4.30	3.95	⑪	5,119,200	⑦	18,079,200
堺市	900,000	950,000	5.6%	11,400,000	H20.1.1	4.30	⑭	4,902,000	⑬	16,302,000
神戸市	1,010,000	1,140,000	12.9%	13,680,000	H4.5.1	4.55	②	6,224,400	③	19,904,400
岡山市	780,000	850,000	9.0%	10,200,000	H8.4.1	4.60	⑮	4,692,000	⑮	14,892,000
広島市	1,030,000	1,060,000	2.9%	12,720,000	H8.1.1	4.60	③	5,851,200	⑤	18,571,200
北九州市	960,000	1,090,000	13.5%	13,080,000	H6.4.1	3.40	⑥	5,281,050	⑥	18,361,050
福岡市	930,000	1,060,000	14.0%	12,720,000	H6.4.1	3.40	⑦	5,225,800	⑧	17,945,800
熊本市	822,000	831,000	1.1%	9,972,000	R7.4.1	3.45	⑲	3,440,340	⑲	13,412,340
平均	971,444	992,684	2.2%	11,912,211	—	3.912		4,974,068		16,886,278
さいたま市	977,000	992,000	1.5%	11,904,000	R6.4.1	3.45	⑬	4,962,480	⑫	16,866,480

< 参考 >

埼玉県議長	1,160,000	1,144,000	-1.4%	13,728,000	H18.4.1	3.45		5,722,860		19,450,860
-------	-----------	-----------	-------	------------	---------	------	--	-----------	--	------------

政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等 (R7. 4. 1時点)

< 副議長 >

区分	議員報酬月額(月例給)				適用日	年間			給 額
	改定前	現行	改定率	議員報酬月額×12		支給月数	支		
							期末手当(特別給)	年額	
(単位:円)									
札幌市	850,000 <sup>⑧</sup>	950,000	11.8%	11,400,000	H4.12.1	3.45 <sup>⑦</sup>	4,752,375	⑧	16,152,375
仙台市	920,000 <sup>⑪</sup>	910,000	-1.1%	10,920,000	H18.4.1	3.45 <sup>⑪</sup>	4,552,274	⑪	15,472,274
新潟市	703,000 <sup>⑳</sup>	707,000	0.6%	8,484,000	R6.4.1	3.10 <sup>㉑</sup>	2,630,040	⑳	11,114,040
千葉市	880,000 <sup>㉔</sup>	840,000	-4.5%	10,080,000	H18.7.1	4.60 <sup>㉕</sup>	4,636,800	⑬	14,716,800
川崎市	920,000 <sup>⑨</sup>	932,000	1.3%	11,184,000	R7.4.1	3.45 <sup>⑨</sup>	4,662,330	⑩	15,846,330
横浜市	1,080,000 <sup>②</sup>	1,061,000	-1.8%	12,732,000	H23.4.1	4.60 <sup>①</sup>	5,856,720	①	18,588,720
相模原市	713,000 <sup>⑰</sup>	746,000	4.6%	8,952,000	R7.4.1	3.45 <sup>⑰</sup>	3,731,864	⑰	12,683,864
静岡市	— <sup>⑱</sup>	735,000	—	8,820,000	H15.4.1	4.55 <sup>⑱</sup>	4,013,100	⑱	12,833,100
浜松市	735,000 <sup>⑲</sup>	717,000	-2.4%	8,604,000	H15.1.1	4.885 <sup>⑲</sup>	3,502,545	⑲	12,106,545
名古屋市	1,100,000 <sup>①</sup>	1,078,000	-2.0%	12,936,000	H18.4.1	3.10 <sup>⑤</sup>	4,845,610	③	17,781,610
京都市	960,000 <sup>④</sup>	1,030,000	7.3%	12,360,000	H8.7.1	3.45 <sup>③</sup>	5,152,574	④	17,512,574
大阪市	1,060,000 <sup>⑦</sup>	960,000	-9.4%	11,520,000	H27.4.30	3.95 <sup>⑫</sup>	4,550,400	⑨	16,070,400
堺市	750,000 <sup>⑬</sup>	850,000	13.3%	10,200,000	H9.4.1	4.30 <sup>⑭</sup>	4,386,000	⑭	14,586,000
神戸市	920,000 <sup>③</sup>	1,040,000	13.0%	12,480,000	H4.5.1	4.55 <sup>②</sup>	5,678,400	②	18,158,400
岡山市	710,000 <sup>⑮</sup>	770,000	8.5%	9,240,000	H8.4.1	4.60 <sup>⑮</sup>	4,250,400	⑮	13,490,400
広島市	910,000 <sup>⑩</sup>	930,000	2.2%	11,160,000	H8.1.1	4.60 <sup>④</sup>	5,133,600	⑦	16,293,600
北九州市	860,000 <sup>⑤</sup>	980,000	14.0%	11,760,000	H6.4.1	3.40 <sup>⑧</sup>	4,748,100	⑤	16,508,100
福岡市	850,000 <sup>⑥</sup>	970,000	14.1%	11,640,000	H6.4.1	3.40 <sup>⑥</sup>	4,782,100	⑥	16,422,100
熊本市	748,000 <sup>⑯</sup>	757,000	1.2%	9,084,000	R7.4.1	3.45 <sup>⑰</sup>	3,133,980	⑱	12,217,980
平均	870,500	892,789	2.6%	10,713,474	—	3.912	4,473,643		15,187,116
さいたま市	873,000 <sup>⑫</sup>	886,000	1.5%	10,632,000	R6.4.1	3.45 <sup>⑬</sup>	4,432,214	⑫	15,064,214

< 参考 >

埼玉県副議長	1,030,000	1,016,000	-1.4%	12,192,000	H18.4.1	3.45	5,082,540		17,274,540
--------	-----------	-----------	-------	------------	---------	------	-----------	--	------------

政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等 (R7.4.1時点)

< 議員 >

(単位:円)

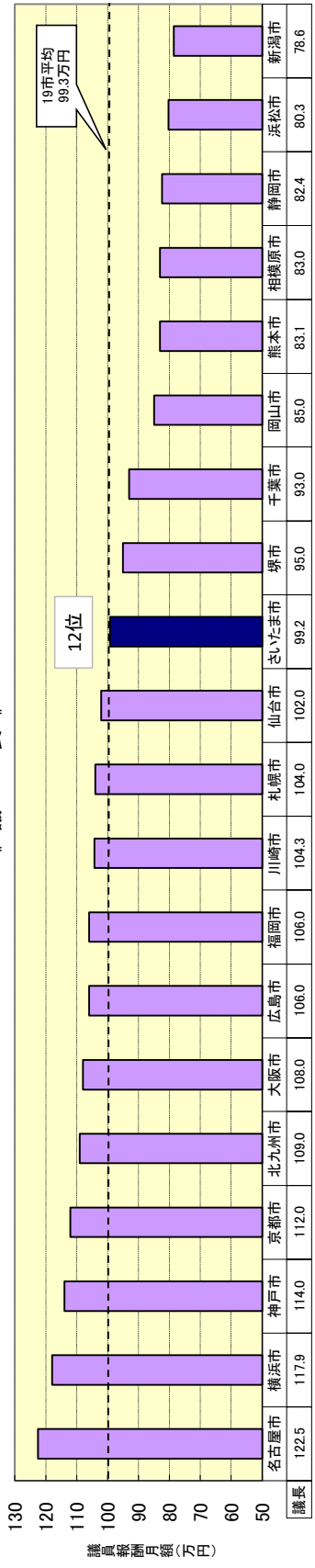
区分	議員報酬月額(月例給)				適用日	年	間		給	額
	改定前	現行	改定率	議員報酬月額×12			支			
							支給月数	年末手当(特別給) 年額		
札幌市	760,000 <sup>⑧</sup>	860,000	13.2%	10,320,000	H4.12.1	3.45	⑦	4,302,150	⑨	14,622,150
仙台市	850,000 <sup>⑪</sup>	840,000	-1.2%	10,080,000	H18.4.1	3.45	⑪	4,202,100	⑪	14,282,100
新潟市	655,000 <sup>⑲</sup>	659,000	0.6%	7,908,000	R6.4.1	3.10	⑳	2,451,480	㉑	10,359,480
千葉市	810,000 <sup>⑭</sup>	770,000	-4.9%	9,240,000	H18.7.1	4.60	⑨	4,250,400	⑬	13,490,400
川崎市	830,000 <sup>⑩</sup>	841,000	1.3%	10,092,000	R7.4.1	3.45	⑩	4,207,103	⑩	14,299,103
横浜市	970,000 <sup>③</sup>	953,000	-1.8%	11,436,000	H23.4.1	4.60	①	5,260,560	①	16,696,560
相模原市	670,000 <sup>⑰</sup>	682,000	1.8%	8,184,000	R7.4.1	3.45	⑰	3,411,704	⑰	11,595,704
静岡市	—	663,000	—	7,956,000	H15.4.1	4.55	⑯	3,619,980	⑰	11,575,980
浜松市	665,000 <sup>⑳</sup>	648,000	-2.6%	7,776,000	H15.1.1	4.885	⑱	3,165,480	⑱	10,941,480
名古屋市	1,010,000	990,000	-2.0%	11,880,000	H18.4.1	3.10	⑤	4,450,050	②	16,330,050
京都市	890,000	960,000	7.9%	11,520,000	H8.7.1	3.45	③	4,802,400	③	16,322,400
大阪市	970,000	880,000	-9.3%	10,560,000	H27.4.30	3.95	⑫	4,171,200	⑧	14,731,200
堺市	680,000 <sup>⑬</sup>	780,000	14.7%	9,360,000	H9.4.1	4.30	⑭	4,024,800	⑭	13,384,800
神戸市	820,000	930,000	13.4%	11,160,000	H4.5.1	4.55	②	5,077,800	④	16,237,800
岡山市	660,000 <sup>⑮</sup>	710,000	7.6%	8,520,000	H8.4.1	4.60	⑮	3,919,200	⑮	12,439,200
広島市	840,000	860,000	2.4%	10,320,000	H8.1.1	4.60	④	4,747,200	⑤	15,067,200
北九州市	770,000	880,000	14.3%	10,560,000	H6.4.1	3.40	⑧	4,263,600	⑦	14,823,600
福岡市	770,000	880,000	14.3%	10,560,000	H6.4.1	3.40	⑥	4,338,400	⑥	14,898,400
熊本市	678,000	686,000	1.2%	8,232,000	R7.4.1	3.45	⑰	2,840,040	⑱	11,072,040
平均	794,333	814,316	2.5%	9,771,789	—	3.912		4,079,245		13,851,034
さいたま市	807,000	819,000	1.5%	9,828,000	R6.4.1	3.45	⑬	4,097,046	⑫	13,925,046

< 参考 >

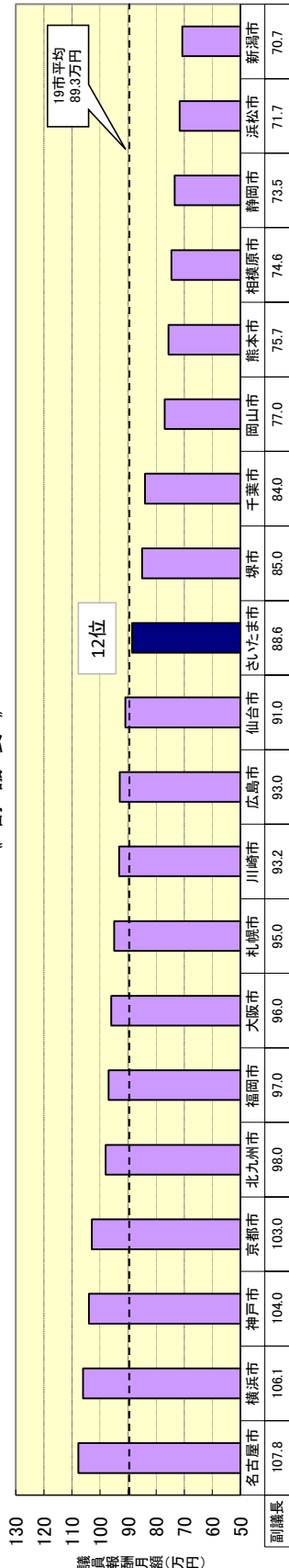
埼玉県議員	940,000	927,000	-1.4%	11,124,000	H18.4.1	3.45		4,637,316		15,761,316
-------	---------	---------	-------	------------	---------	------	--	-----------	--	------------

政令指定都市の市議会議員の議員報酬額比較 (R7.4.1時点)

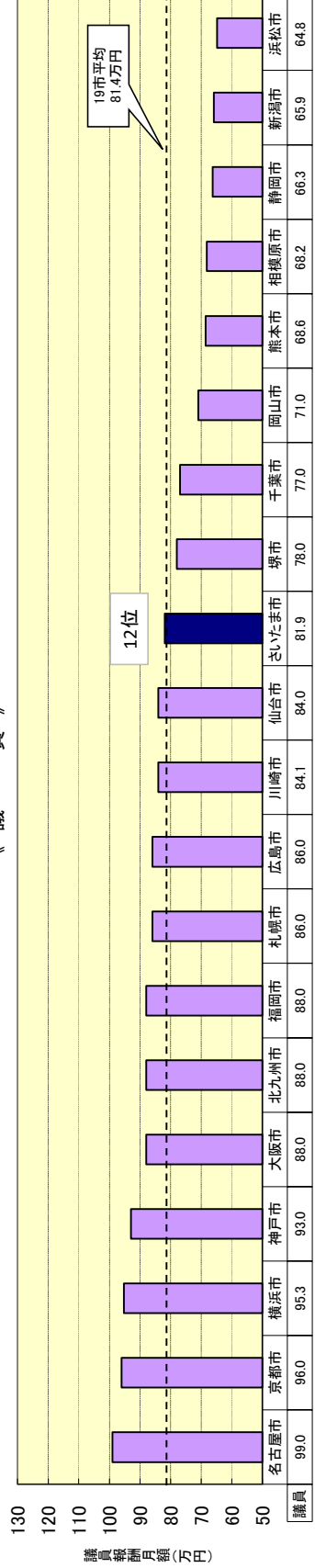
《 議 長 》



《 副 議 長 》

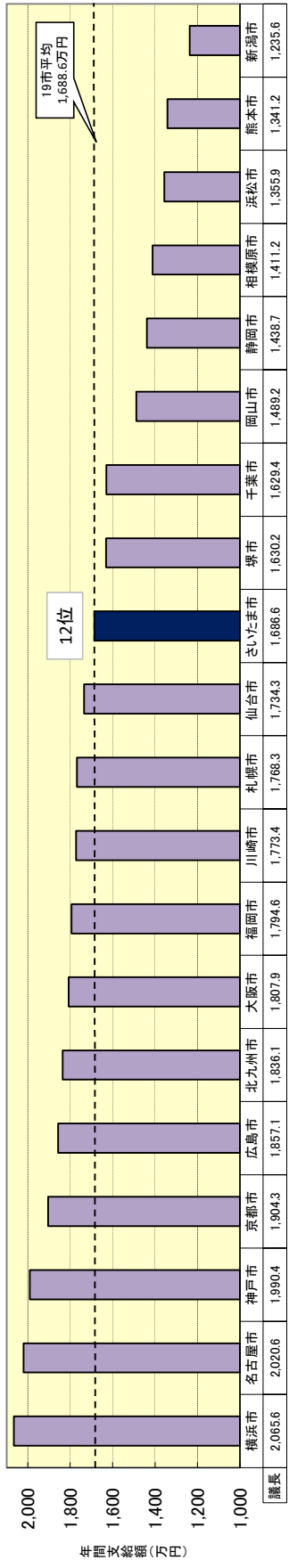


《 議 員 》

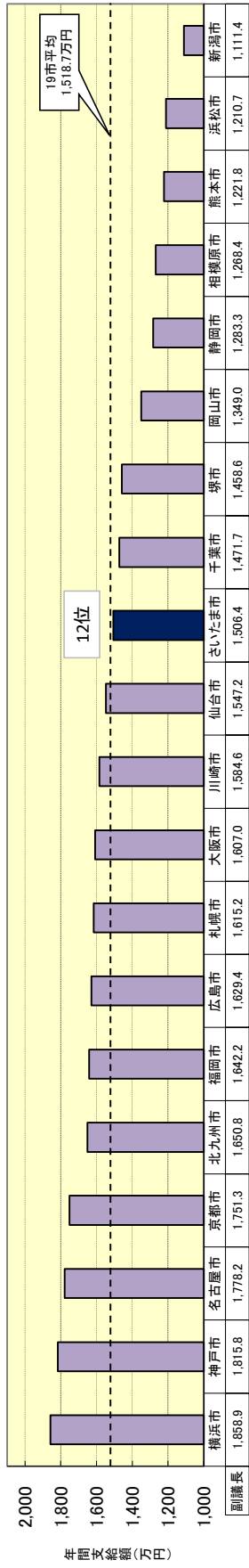


政令指定都市の市議会議員の年間支給額比較 (R7.4.1時点)

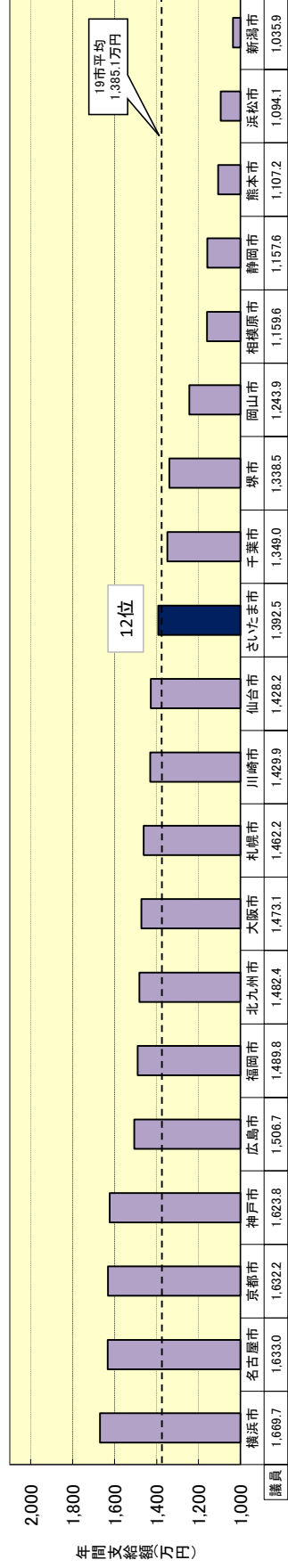
《 議長 》



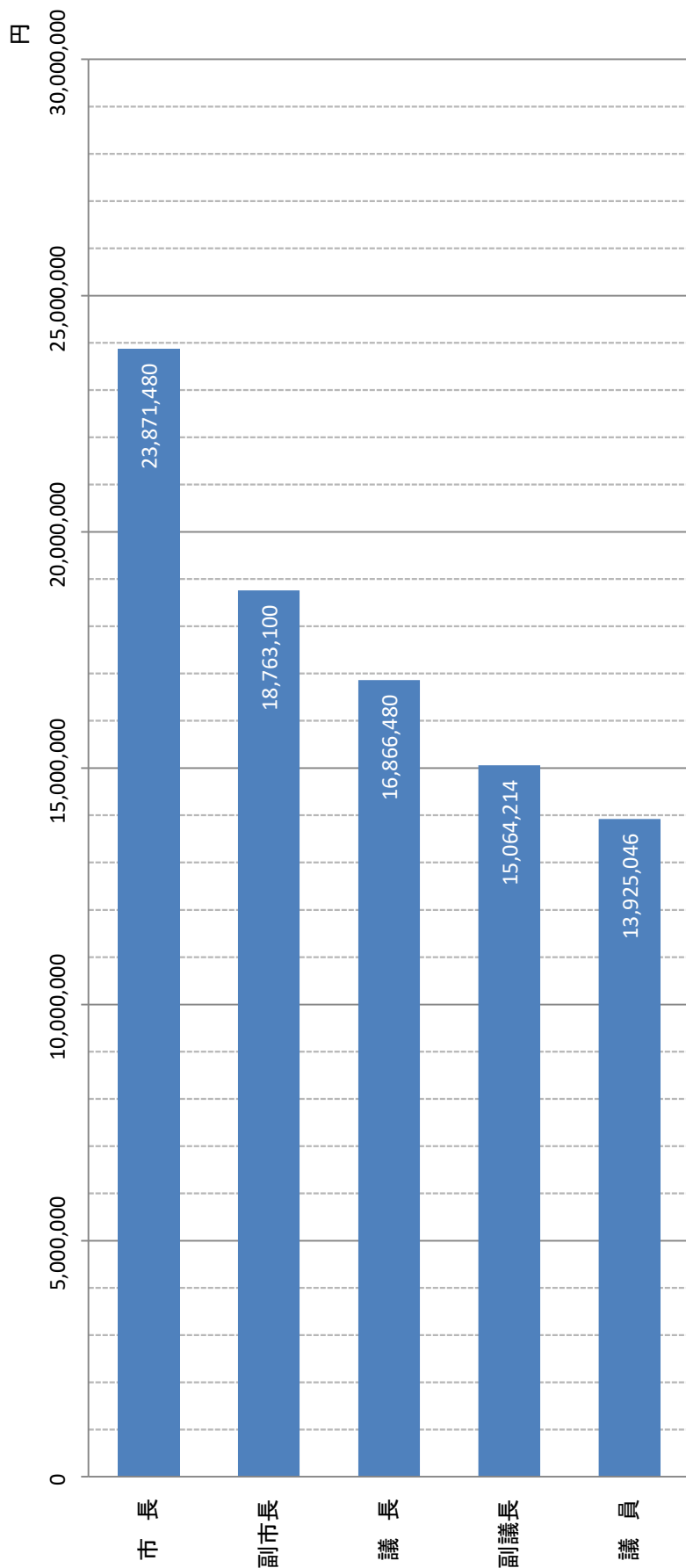
《 副議長 》



《 議員 》



市長・副市長・議員の年間給与・報酬の比較



単位:円

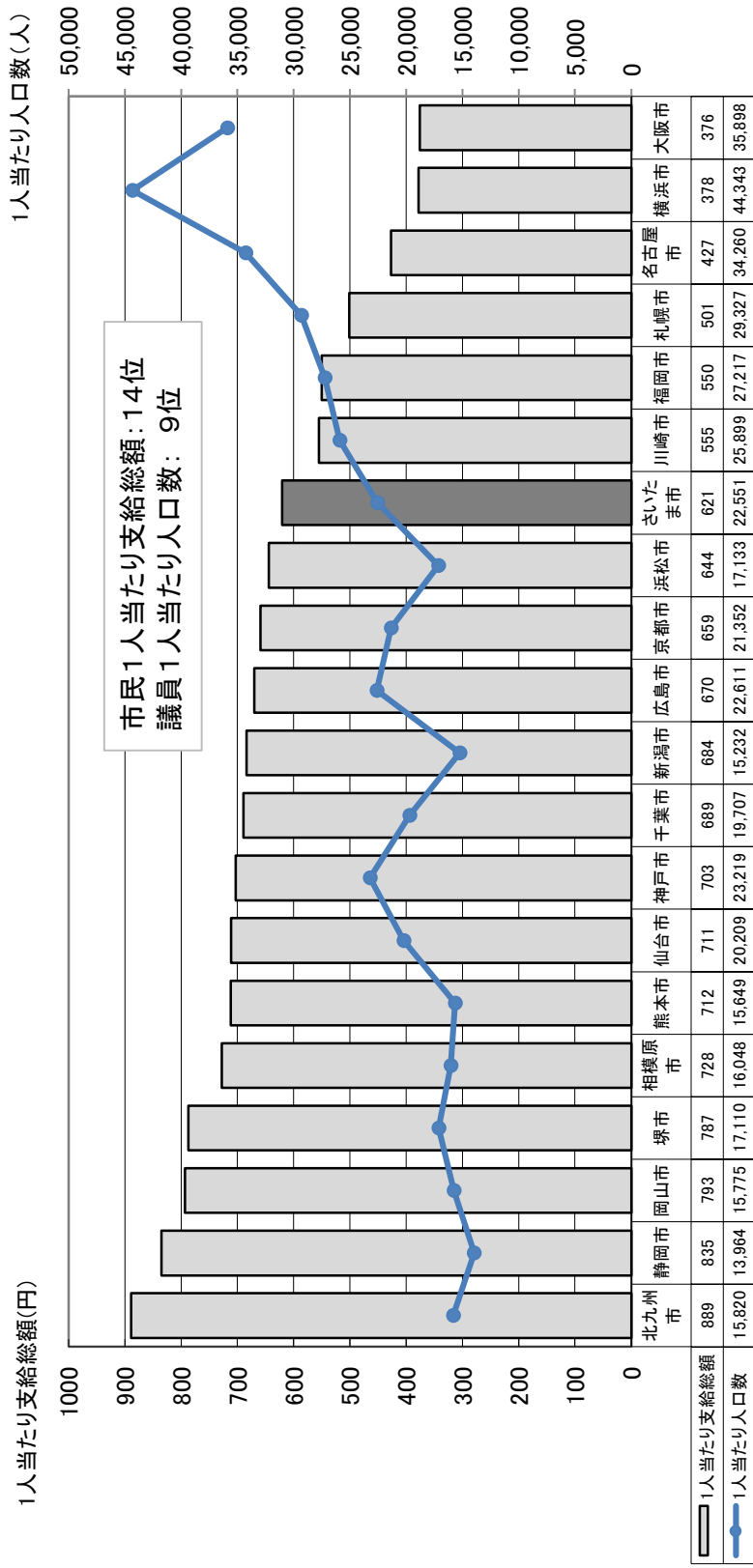
	年間給料・報酬	地域手当	通勤手当	期末手当	合計
市長	14,748,000	2,212,200	実費支給	6,911,280	23,871,480
副市長	11,592,000	1,738,800	実費支給	5,432,300	18,763,100
議長	11,904,000	なし	なし	4,962,480	16,866,480
副議長	10,632,000	なし	なし	4,432,214	15,064,214
議員	9,828,000	なし	なし	4,097,046	13,925,046

政令指定都市における市民1人当たり議員年間支給総額・議員1人当たり人口数

都市名	推計人口 <sup>(A)</sup> (R7.4.1)	面積 (km <sup>2</sup> )	行政区の数	議員定数等 <sup>(A)</sup> (R7.7.1)		年間支給総額 <sup>(B)</sup> (R7.7.1) (※1)	市民1人当たり額 <sup>(B)</sup> (年間支給総額/人口)	議員1人当たり人口 <sup>(A)</sup> (人口/現員数)
				条例	現員数			
札幌市	1,964,894	1,121.26	10	68	67	984,274,724	501	29,327
仙台市	1,091,266	786.35	5	55	54	775,484,024	711	20,209
新潟市	761,588	725.99	8	50	50	520,725,000	684	15,232
千葉市	985,335	271.76	6	50	50	678,549,600	689	19,707
川崎市	1,553,920	144.35	7	60	60	862,927,852	555	25,899
横浜市	3,769,150	438.23	18	86	85	1,425,059,280	378	44,343
相模原市	722,148	328.91	3	46	45	525,411,210	728	16,048
静岡市	670,258	1,411.93	3	48	48	559,715,220	835	13,964
浜松市	770,969	1,558.11	3	46	45	496,148,840	644	17,133
名古屋市	2,329,646	326.46	16	68	68	994,013,885	427	34,260
京都市	1,430,552	827.83	11	67	67	942,591,375	659	21,352
大阪市	2,800,023	225.34	24	81	78	1,054,096,800	376	35,898
堺市	804,163	149.83	7	48	47	633,204,000	787	17,110
神戸市	1,486,033	556.93	9	65	64	1,044,806,400	703	23,219
岡山市	709,862	789.95	4	46	45	563,268,000	793	15,775
広島市	1,175,770	906.69	8	54	52	788,224,800	670	22,611
北九州市	901,757	492.50	7	57	57	801,715,950	889	15,820
福岡市	1,660,254	343.47	7	62	61	913,373,500	550	27,217
熊本市	735,509	390.44	5	48	47	523,872,120	712	15,649
平均	1,385,426	620.86	8.5	58.2	57.4	794,076,978	573	24,150
さいたま市	1,353,045	217.43	10	60	60	839,583,362	621	22,551

※1:年間支給総額について 議員報酬額を減額中の4市(名古屋市、京都市、大阪市、北九州市)は減額後の額で計算

### 政令指定都市における市民1人当たりの議員年間支給総額・議員1人当たり人口数の比較



## 政令指定都市の歳出に占める人件費、市長・副市長・議員の給与

都 市 名	住民基本 台帳人口(人)① (R6.1.1現在)	歳 入					歳出総額④	支出額⑤
		歳入総額②	市 税					
			市税③	歳入に占める割合 (③÷②)	順位	市民1人 当たり市税 (③÷①)		
札幌市	1,956,928	1,209,468,652	353,772,974	29.3%	20	181	1,200,091,653	159,935,709
仙台市	1,066,362	592,650,350	229,301,308	38.7%	9	215	583,937,600	112,868,322
新潟市	767,565	440,273,359	135,601,082	30.8%	17	177	426,252,997	90,006,757
千葉市	978,899	511,175,819	207,965,406	40.7%	6	212	506,719,699	96,564,416
川崎市	1,529,136	812,457,706	387,895,754	47.7%	1	254	801,310,662	150,776,370
横浜市	3,752,969	1,985,387,389	886,303,551	44.6%	2	236	1,957,930,068	355,193,978
相模原市	717,861	345,888,993	137,544,492	39.8%	7	192	337,235,774	72,209,810
静岡市	677,736	364,751,312	141,996,245	38.9%	8	210	352,593,594	71,082,102
浜松市	788,985	424,171,006	152,373,340	35.9%	10	193	410,056,352	77,819,857
名古屋市	2,297,745	1,412,510,019	617,466,086	43.7%	3	269	1,394,832,519	262,922,953
京都市	1,379,529	966,938,909	320,060,232	33.1%	15	232	955,396,483	155,789,926
大阪市	2,757,642	1,975,047,180	804,353,305	40.7%	5	292	1,951,351,019	297,405,165
堺市	817,041	451,638,365	157,008,105	34.8%	11	192	443,302,743	86,708,827
神戸市	1,500,425	952,593,692	321,122,432	33.7%	14	214	931,550,600	176,300,736
岡山市	698,671	392,169,186	135,626,343	34.6%	13	194	377,741,273	79,252,044
広島市	1,178,773	711,658,564	246,715,613	34.7%	12	209	707,638,369	137,669,458
北九州市	921,241	617,806,572	181,081,993	29.3%	19	197	614,040,979	102,144,555
福岡市	1,593,919	1,123,213,196	369,936,718	32.9%	16	232	1,104,890,536	143,013,297
熊本市	731,722	416,919,228	128,068,501	30.7%	18	175	405,529,703	81,713,134
平均	1,374,376	826,669,447	311,273,341	37.7%		226	813,810,664	142,598,811
さいたま市	1,345,012	682,341,469	290,530,147	42.6%	4	216	667,562,830	128,583,776

※ 人口、歳入・歳出決算額等の数値は、地方財政状況調査（総務省）による。

※ 「人件費」は、議員等報酬、市長等特別職給与、一般職給与、共済費、災害補償費等である。

※ 市長、副市長、議員の年間支給総額は、令和5年度の条例定数に基づき算出した令和5年4月1日時点の支給額。

## ・報酬総額の状況（令和5年度普通会計決算額）

（単位：千円）

人 件 費				市 出							
人 件 費				市長・副市長・議員（議長・副議長・議員）の給料、報酬等の年間支給総額							
歳出に占める割合 （⑤ ÷ ④）	順位	市税に占める割合 （⑤ ÷ ③）	順位	市長・副市長 の給料等	議員の報酬等	合計 ⑥	歳出に占める割合 （⑥ ÷ ④）	順位	市税に占める割合 （⑥ ÷ ③）	順位	
13.3%	2	45.2%	7	75,443	986,119	1,061,562	0.09%	4	0.30%	6	
19.3%	13	49.2%	10	57,834	779,664	837,498	0.14%	14	0.37%	12	
21.1%	19	66.4%	20	47,230	509,664	556,894	0.13%	10	0.41%	14	
19.1%	11	46.4%	8	59,530	669,255	728,785	0.14%	15	0.35%	9	
18.8%	7	38.9%	3	78,322	840,761	919,083	0.11%	6	0.24%	4	
18.1%	6	40.1%	4	116,450	1,422,006	1,538,456	0.08%	2	0.17%	2	
21.4%	20	52.5%	13	73,496	519,866	593,362	0.18%	20	0.43%	16	
20.2%	17	50.1%	11	53,899	552,022	605,921	0.17%	19	0.43%	15	
19.0%	10	51.1%	12	67,758	501,084	568,842	0.14%	12	0.37%	13	
18.8%	8	42.6%	5	91,427	1,115,772	1,207,199	0.09%	3	0.20%	3	
16.3%	4	48.7%	9	85,839	1,078,792	1,164,631	0.12%	8	0.36%	11	
15.2%	3	37.0%	1	83,873	1,197,915	1,281,788	0.07%	1	0.16%	1	
19.6%	15	55.2%	15	78,525	646,589	725,114	0.16%	17	0.46%	19	
18.9%	9	54.9%	14	70,010	1,046,460	1,116,470	0.12%	7	0.35%	8	
21.0%	18	58.4%	18	53,396	567,821	621,217	0.16%	18	0.46%	18	
19.5%	14	55.8%	16	60,693	807,149	867,842	0.12%	9	0.35%	10	
16.6%	5	56.4%	17	71,342	839,380	910,722	0.15%	16	0.50%	20	
12.9%	1	38.7%	2	81,245	920,322	1,001,567	0.09%	5	0.27%	5	
20.1%	16	63.8%	19	49,221	521,286	570,507	0.14%	13	0.45%	17	
17.5%		45.8%		71,344	816,944	888,287	0.11%		0.29%		
19.3%	12	44.3%	6	77,925	816,691	894,616	0.13%	11	0.31%	7	

政令指定都市の市議会本会議及び委員会の開催日数調べ(令和6年度実績)

	札幌市	仙台市	新潟市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	静岡市	浜松市	名古屋	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	19市 (平均)	さいたま市
本会議	議会開催数	5	4	5	4	4	3	6	4	5	1	3	4	3	6	6	4	5	5	4.3	4
	本会議日数	23	30	31	36	29	19	23	24	27	21	15	23	23	28	28	23	25	32	25.8	29
常任委員会	委員会数	6	5	4	5	5	5	6	5	6	5	6	6	6	5	6	6	5	7	5.6	6
	開催日数 (延べ)	63	12	28	8	45	32	44	13	63	62	29	47	19	55	16	59	29	20	35.6	42
特別委員会	委員会数	3	5	4	2	1	6	4	4	6	-	3	3	3	4	3	1	3	3	3.3	8
	開催日数 (延べ)	52	38	17	23	20	50	11	32	31	35	17	26	39	30	33	21	24	19	29.3	34
議委員会運営	開催日数 (延べ)	25	27	34	17	22	31	24	17	29	35	21	27	28	23	21	19	16	15	23.7	25
合計		163	107	110	84	116	132	102	86	150	153	82	123	109	136	93	127	94	86	114.4	130

注1) 委員会数は、令和6年7月1日現在。

注2) 特別委員会は、予算特別委員会及び決算特別委員会を含む。ただし、さいたま市は予算委員会を常任委員会として設置。

注3) 同日に複数の委員会が開催された場合は、1日として計上。(同日に常任委員会と特別委員会が開催された場合は、それぞれ1日として計上)

さいたま市議会本会議及び委員会開催日数調べ

(単位:日)

		令和4年	令和5年	令和6年
本 会 議 ①		32	30	29
常 任 委 員 会	総合政策委員会 (定数12人)	18	13	12
	文教委員会 (定数12人)	15	12	13
	市民生活委員会 (定数12人)	13	11	14
	保健福祉委員会 (定数12人)	13	13	12
	まちづくり委員会 (定数12人)	16	13	16
	予算委員会 (定数20人)	26	25	26
	開催日数小計(延べ)	101	87	93
平均開催日数 ②		16.8	14.5	15.5
特 別 委 員 会	開催日数	34	46	43
	(特別委員会の数)	7	9	8
	平均開催日数 ③	4.9	5.1	5.4
合 計 (①+②+③)		53.7	49.6	49.9

【参考】

		令和4年	令和5年	令和6年
議会運営委員会 (定数12人) ④		37	31	32

さいたま市の議案等審議件数(3カ年)

		市長提出	議員提出	委員会提出	請 願	合 計
令和4年	2月定例会	71	1	1	10	83
	4月臨時会	3	0	0	0	3
	6月定例会	39	1	3	11	54
	9月定例会	31	1	0	11	43
	12月定例会	51	4	0	10	65
	計	195	7	4	42	248
令和5年	2月定例会	98	0	1	10	109
	5月臨時会	5	0	0	1	6
	6月定例会	36	0	0	13	49
	9月定例会	44	1	1	16	62
	12月定例会	86	1	0	14	101
	計	269	2	2	54	327
令和6年	2月定例会	90	2	0	9	101
	6月定例会	40	1	5	14	60
	9月定例会	31	1	1	15	48
	12月定例会	63	0	0	17	80
	計	224	4	6	55	289

- 注1) 令和4年2月定例会の請願には、令和3年12月定例会で継続審査となった請願1件を含む。  
注2) 令和4年6月定例会の請願には、令和4年2月定例会で継続審査となった請願5件を含む。  
注3) 令和4年9月定例会の請願には、令和4年6月定例会で継続審査となった請願1件を含む。  
注4) 令和4年12月定例会の請願には、令和4年9月定例会で継続審査となった請願4件を含む。  
注5) 令和5年2月定例会の請願には、令和4年12月定例会で継続審査となった請願4件を含む。  
注6) 令和5年9月定例会の請願には、令和5年6月定例会で継続審査となった請願2件を含む。  
注7) 令和5年12月定例会の請願には、令和5年9月定例会で継続審査となった請願4件を含む。  
注8) 令和6年2月定例会の請願には、令和5年12月定例会で継続審査となった請願3件を含む。  
注9) 令和6年6月定例会の請願には、令和6年2月定例会で継続審査となった請願3件を含む。  
注10) 令和6年9月定例会の請願には、令和6年6月定例会で継続審査となった請願5件を含む。  
注11) 令和6年12月定例会の請願には、令和6年9月定例会で継続審査となった請願4件を含む。

## 令和6年 議会運営状況

### 1. 定例会・臨時会の日程

区分	会 期	本会議日数
2月定例会	2月6日 ～ 3月14日	38日間 7日間
6月定例会	6月5日 ～ 6月28日	24日間 7日間
9月定例会	9月4日 ～ 10月18日	45日間 8日間
12月定例会	11月27日 ～ 12月20日	24日間 7日間
合 計		131日間 29日間

### 2. 議案審議結果

区分	議案内容等	審議結果	件数
2月定例会	予算議案	原案可決	34件
	条例議案	原案可決	26件
	一般議案	原案可決	16件
		同 意	14件
	議員提出議案	原案可決	2件
6月定例会	予算議案	原案可決	2件
	条例議案	原案可決	14件
	一般議案	原案可決	16件
		同 意	6件
		承認	2件
	議員提出議案	原案可決	1件
	委員会提出議案	原案可決	5件
9月定例会	予算議案	原案可決	9件
	決算議案	認 定	2件
		認定及び原案可決	1件
		不 認 定	1件
	条例議案	原案可決	6件
	一般議案	原案可決	11件
		同 意	1件
	議員提出議案	原案可決	1件
委員会提出議案	原案可決	1件	
12月定例会	予算議案	原案可決	10件
	条例議案	原案可決	15件
	一般議案	原案可決	34件
		同 意	4件
計			234件

### 3. 請願審議結果

区分	件数	審査結果	備 考
2月定例会	9件	不採択	6件
		継続審査	3件
6月定例会	14件	不採択	9件
		継続審査	5件
9月定例会	15件	不採択	10件
		継続審査	4件
		取下げ	1件
12月定例会	17件	不採択	11件
		継続審査	6件
計	55件		

注1) 令和6年2月定例会の請願には、令和5年12月定例会で継続審査となった請願3件を含む。

注2) 令和6年6月定例会の請願には、令和6年2月定例会で継続審査となった請願3件を含む。

注3) 令和6年9月定例会の請願には、令和6年6月定例会で継続審査となった請願5件を含む。

注4) 令和6年12月定例会の請願には、令和6年9月定例会で継続審査となった請願4件を含む。

# 議員の活動内容

令和7年7月31日現在

## 1. 議会活動

### (1) 地方自治法に規定されている会議

(令和7年1月～令和7年7月)	
・本会議	14日
・常任委員会	53回
・特別委員会	27回
・議会運営委員会	18回

### (2) その他の会議

- ・議会広報編集委員会
- ・各派代表者会議
- ・常任委員会正副委員長連絡会議
- ・全員協議会 等

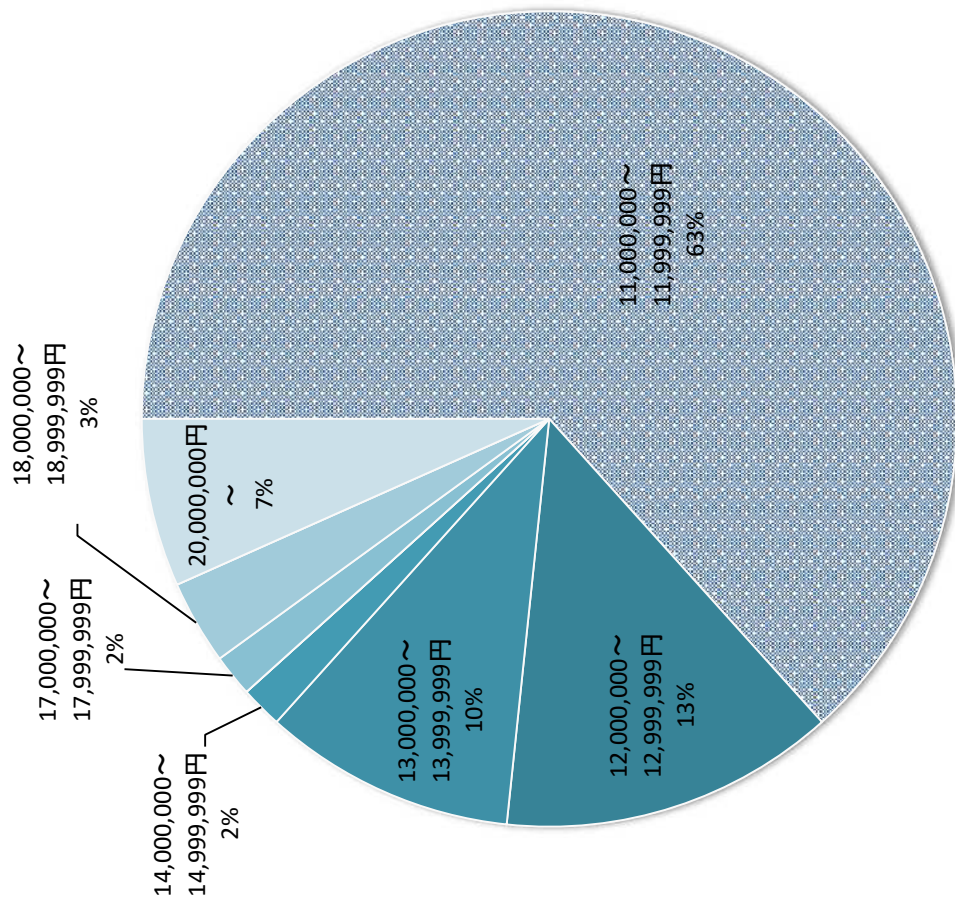
## 2. 正副議長の公務（令和7年1月～令和7年7月）

議長	161日	489件	(内、土日祝祭日	37日	58件)
副議長	125日	362件	(内、土日祝祭日	14日	19件)

## 3. 議員活動

- ・会派会議
- ・会派研修会
- ・議案や質問に関する調査・研究
- ・所属委員会や研究部会ごとの研究
- ・市主催行事への参加
- ・各種団体会議、行事への参加
- ・施策研究
- ・市民相談
- ・市民への議会報告 等

## さいたま市議会議員の所得分布



## 所得額別の人数

所得額	人数(人)
11,000,000～11,999,999円	38
12,000,000～12,999,999円	8
13,000,000～13,999,999円	6
14,000,000～14,999,999円	1
15,000,000～15,999,999円	0
16,000,000～16,999,999円	0
17,000,000～17,999,999円	1
18,000,000～18,999,999円	2
19,000,000～19,999,999円	0
20,000,000円～	4
合計	60

※令和6年分の給与所得金額

## ＜参考＞市議会議員の年齢構成と期数(令和7年4月30日現在)

年代	1期	2期	3期	4期以上	平均
25歳～34歳	2人	1人	0人	0人	1.33期
35歳～44歳	5人	2人	4人	3人	2.42期
45歳～54歳	5人	2人	3人	3人	2.30期
55歳～64歳	1人	1人	2人	8人	4.00期
65歳～	1人	4人	1人	12人	4.83期

# 地方議会・地方議員の在り方について

## 【地方議会を取り巻く状況】

地域の自主性・自立性を高めるための改革推進の必要性

自己決定権の拡大

地方議会の担う役割と責任が増大

地方議会の果たすべき機能の更なる充実・強化

## 【地方議会・地方議員の役割】

- ・ 事務事業の広範多様化、高度専門化に対応した議員の「専門化」
- ・ 議員活動領域の拡大

住民の代表者として自主的・自立的に判断  
住民の負託を受け、誠実にその職務を行う

- ・ 合議体としての多様性の発揮
- ・ 調査研究と住民意思の把握による民意の吸収と集約、反映
- ・ 説明責任の履行

- ・ 議会の「監視機能」「調査機能」及び「政策形成機能」を適切に発揮、自主性・自立性・自律性を確保

自主性・自立性・自律性を備えた地方議会の確立

## 【指定都市市議会議員の特性】

基礎自治体の議員として

行政の最先端を担う「基礎的な地方公共団体」の議員として、地域住民との密接なコミュニケーションが求められる

指定都市の議員として

指定都市としての諸機能・行財政能力に基づき、県の行うべき事務領域を担う

活動領域の拡大に加え、人口、経済産業集中による社会資本整備や交通、廃棄物、住宅問題など、指定都市特有の課題に対して、大局的な見地から調査・検討及び判断が求められる

「広い視野」と「細やかな地域配慮」を兼ね備えた指定都市議員の責務の遂行

## 消費者物価地域差指数（全国平均＝100）

令和6年（2024）

地 域	持家の帰属家賃	家賃を除く総合	食料
	を除く総合		
00000 全 国	100.0	100.0	100.0
01100 札 幌 市	101.7	102.7	103.4
04100 仙 台 市	100.8	100.9	100.1
15100 新 潟 市	98.2	98.6	99.8
11100 さ い た ま 市	101.3	101.2	98.9
12100 千 葉 市	100.9	101.1	100.4
14100 横 浜 市	104.0	103.3	102.6
14130 川 崎 市	104.2	102.6	101.7
14150 相 模 原 市	102.3	101.8	101.9
22100 静 岡 市	99.9	99.9	99.0
22130 浜 松 市	98.4	98.7	97.8
23100 名 古 屋 市	99.1	99.1	98.7
26100 京 都 市	101.2	100.8	101.5
27100 大 阪 市	99.4	98.8	100.7
27140 堺 市	99.8	100.0	100.1
28100 神 戸 市	99.1	99.1	99.8
33100 岡 山 市	97.7	98.0	100.9
34100 広 島 市	99.0	99.3	101.7
40100 北 九 州 市	98.5	99.3	100.7
40130 福 岡 市	98.5	99.3	99.6
43100 熊 本 市	99.8	100.6	101.8

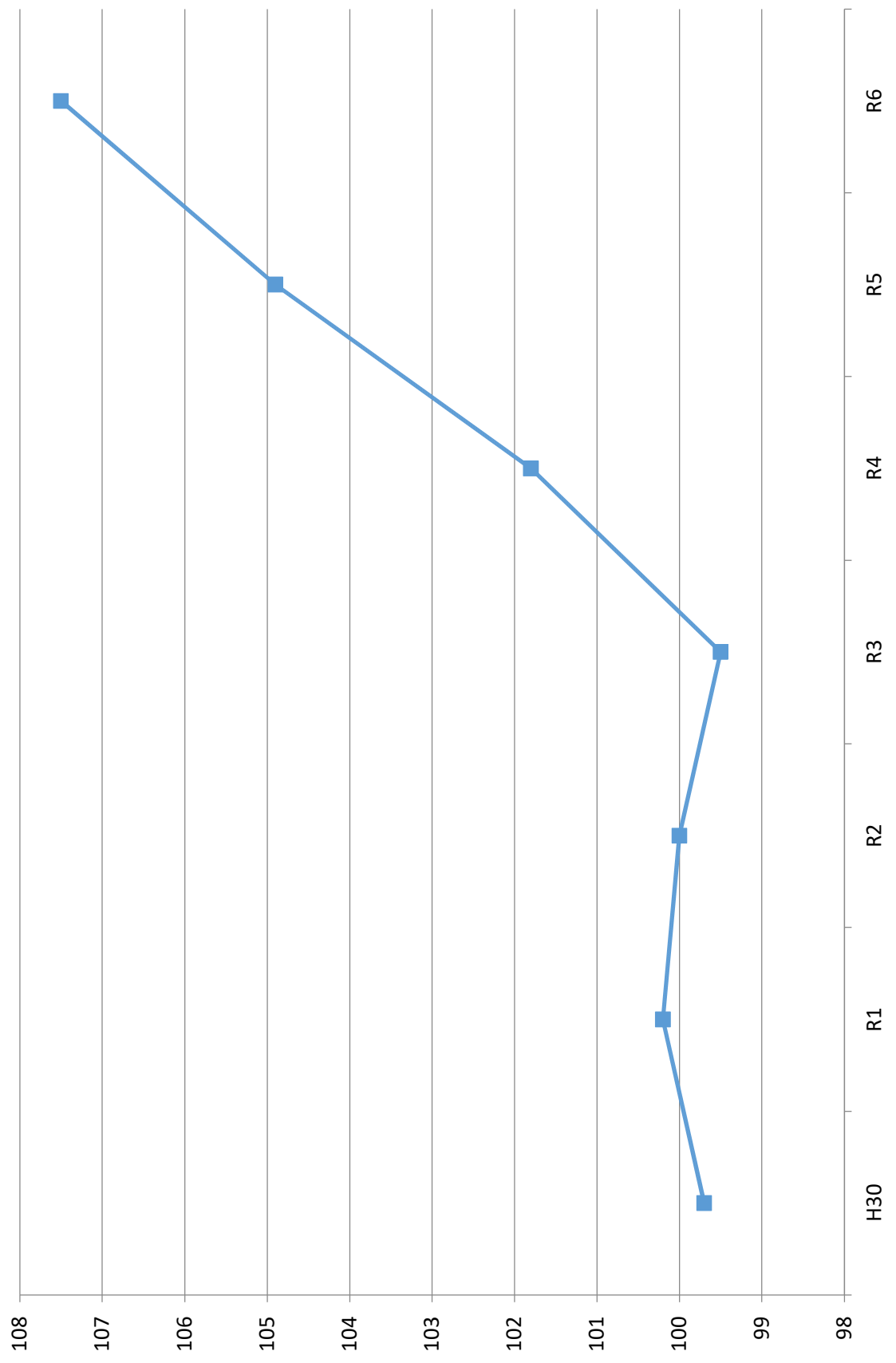
注 1) 小売物価統計調査（構造編）「10大費目別消費者物価地域差指数」より作成。

2) 消費者物価指数とは、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定したものである。

# 消費者物価地域差指数(全国平均=100)



# さいたま市の消費者物価指数(年平均)の推移



令和2年=100

## さいたま市の財政状況

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	政令指定都市 平均(単純) (R5)	20政令指定 都市中の順位 (R5)
財政力指数	0.98	0.98	0.98	0.97	0.96	0.95	0.83	3位
経常収支比率 (%)	98.7	98.9	97.3	92.5	95.6	95.6	95.9	9位
実質公債費比率 (%)	5.1	5.3	5.8	6.5	6.6	6.3	6.8	11位
将来負担比率 (%)	21.2	32.0	28.2	18.9	16.4	20.1	68.7	7位
地方債残高 (百万円)	458,122	457,254	452,628	454,349	455,984	472,099	877,510	6位
市民一人当たりの地方債 残高(千円/人)	352	348	342	341	340	351	646	2位

(注1) 数値は、地方財政状況調査(総務省)による。

(注2) 「政令指定都市平均(単純)」は、本市を含めた20市の平均数値である。

- ※ 財政力指数とは …… 基準財政収入額が基準財政需要額より大きい場合、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となり、「1」に近いか、超えるほど財政力があるとみられる。
- ※ 経常収支比率とは …… 人件費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入が、どの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断する。数値が低いほど、新たな行政需要に弾力的に対応できる。
- ※ 実質公債費比率とは …… 財政規模に対する1年間で支払った借入金返済額等の割合。数値が低いほど健全であり、財政健全化基準である、25%を超える等国への報告が必要となる。
- ※ 将来負担比率とは …… 財政規模に対する将来市が支払う借入金返済額等の割合。数値が低いほど健全であり、財政健全化基準である、400%を超える等国への報告が必要となる。

## さいたま市の財政状況及び今後の見通し

### 1 本市の財政状況

- 歳入
  - ・ 中長期的には、人口増加等による市税収入の増加が見込まれる。
- 歳出
  - ・ 扶助費※1を中心とした義務的経費の増加。
  - ・ 公共施設の老朽化対策や未来に向けた投資に伴う普通建設事業費の増加。
  - ・ 子ども・子育て施策の充実やゼロカーボンシティ※2の実現に向けた脱炭素の加速化、DX※3への取組など、多様化・複雑化する行政課題への対応などによる経費の増加。

### 2 今後の見通し

- ・ 令和8年度当初予算の収支不足は、243億円と推計しており、大規模事業の進捗や義務的経費の増加等の課題への対応を考えると、更なる収支不足額の拡大が見込まれる。
- ・ 令和9年度以降の収支不足は、令和8年度を大幅に超える高い水準で推移する見込みであり、財政調整基金※4の取崩しを抑制し、一定の基金残高を確保する等、これまでにない厳しい予算編成となることが想定される。

※1 社会保障制度の一環として、生活金困窮者、要援護高齢者、障害者などの生活維持や保育所での保育活動などに支出される経費。

※2 2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを表明した地方公共団体。  
本市は令和2年(2020年)7月に表明。

※3 デジタルトランスフォーメーションの略。AIやビッグデータなどのデジタル技術を活用し、市民サービスの向上や業務の改善、新たな施策を創出すること。

※4 年度間の財源調整等をするための基金。

中期試算の前提条件

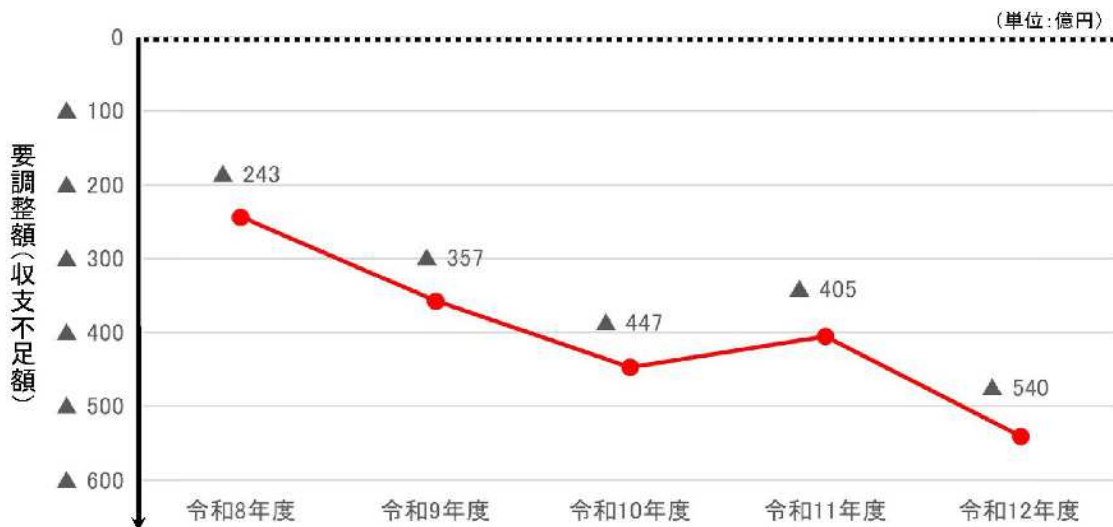
- 当初予算編成に近い条件を設定し、推計期間を令和8年度から令和12年度の5年として、試算を実施。

歳入	市 譲 与 税 ・ 交 付 金	○ 国の地方税収の試算などを参考に推計。また、令和7年度の税制改正大綱の内容を反映。 ○ 給与所得の伸び率は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(R7.1)を勘案。
	地 方 交 付 税 臨 時 財 政 対 策 債	○ 市税、扶助費及び公債費の更新を反映。 ○ 臨時財政対策債は、令和7年度地方財政対策で新規発行ゼロになったことを踏まえ横置き。
	国 庫 ・ 県 支 出 金	○ 事業費に連動して推計。
	市 債	○ 事業費に連動して推計。 ○ 収支不足対応分(行政改革推進債、調整債)の発行を見込む。
	そ の 他	○ 事業費に連動して推計。
歳出	扶 助 費	○ 過去の実績を踏まえて推計。
	人 件 費	○ 給与改定は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(R7.1)を勘案。
	公 債 費	○ 過去の市債発行実績等に基づき、元利償還額及び利払い額等を推計。 ○ 利率は、令和7年度当初予算で使用した利率2.2%及び2.5%と設定。
	普 通 建 設 事 業 費 そ の 他	○ 財政収支への影響が大きいと考えられる政策的事業は、個別に積み上げて推計。 ○ それ以外は、令和7年度当初予算額等と同額を見込む。 ○ 物価高の影響は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(R7.1)を勘案。

財政収支に関する中期試算結果(財政収支の見通し)

- 推計期間 令和8年度～令和12年度
- 推計ベース 令和7年度当初予算を基本として推計

財政収支の見通し



- ※ 財政収支の見通しは、一般財源ベース。
- ※ 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」や歳入・歳出の状況など、現時点で見込むことができる条件を前提に推計。  
この試算は、不確定要素を多く含んでおり、将来に向かって相当の幅をもってみる必要がある。

